

広島市告示第570号

令和7年12月25日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、印影の印刷により公印の押なつに代えることを承認し、告示した次の文書については、令和7年12月26日をもって、印影の印刷により公印の押なつに代えることをやめることとしましたので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	告示日 告示番号	印影を 印刷する 公印の名称
・高等学校授業料納入通知書兼納付書 ・高等学校授業料に係る納入通知書（口座振替納付用） ・高等学校授業料に係る督促状 ・高等学校授業料に係る催告状	平成26年8月15日 告示第449号	市長印
・寄宿舎使用料納入通知書兼納付書	平成26年10月23日 告示第529号	市長印